

トピックス

第11号



第12回全国漆喰錦絵コンクール
最優秀作品「ぼたん」

広瀬町祖父谷の有限会社柴田左官コンサルタントを経営されている柴田敬一さん（左官業）が、去る9月に静岡県松崎町で開催された「第12回全国漆喰錦絵（しきくいこてえ）コンクール」で見事最優秀賞を受賞されました。

島根の県花ボタンを題材にした作品で、「見る人に心楽しい美しさを強く感じさせ、生命観のある作品」ということで支持を得たと審査員の方の評価でした。

15種類の錦を使いながら、漆喰を塗り重ねて丹念に製作されたものです。特に漆喰に顔料を混入した着彩法においては、乾燥後の色味が制作してから変化していくということで、色の濃淡や微妙な色使いには大変苦労されたそうです。

今回初めての出品で日本一に選ばれたわけですが、非常に珍しいケースだということです。暗いニュースが続くなかで本当に喜ばしいことでした。

この日本の伝統の建築文化や巧みの技を是非後世に残していくべきものです。



「福利厚生のサポート」は「ジョイメイトしまね」にお任せください!!



※詳しくは「ガイドブック」をご覧ください。

雲東ブロック商工会女性部研修会開催

得する税金のお話

理士法人
錦織会計事務所
吉田道夫氏



▲講師の吉田道夫先生



▲来賓挨拶の大谷県女連会長

イントについてお話をいただきました。

個人事業を法人化した場合の節税や贈与税についてなどを中心とした内容で、身近な税について学ぶことができました。

税に関する知識は、『知つていれば得をする。また、知らなければ損をすることがあります』。わかりやすい内容で、自らの税について考えるよい機会になりました。講演の後、安来市商工会女性部の須藤美代子さん他による日本舞踊、安来節保存会による安来節の

九月七日安来節演芸館において、

雲東ブロック商工会女性部研修会を開催しました。雲東ブロック内の各商工会より百十名の参加がありました。

講演会では、税理士法人錦織会計事務所の吉田道夫税理士を講師に迎えて、『ちょっと得する税金のお話』と題して個人所得税のボ

披露。また、安来出身でI型糖尿病と闘っている『hanzo』さんにも参加していただき、会場を盛り上げていただきました。

雲東ブロック内の商工会女性部員が一同に研修し、交流を深めることができました。

第八回しまね商工会

女性部員の集いに参加

十一月十九日に松江市くにびき

メッセにおいて開催された女性部員の集いに、安来市商工会女性部より十一名が参加しました。

開会式において、女性部活動に永年功績のあった方への表彰がありました。また、全国女性部連合会の末武栄子会長による『女性部活動と企業経営』と題した講演会、そして全員で『笑って楽しく！脳と体をリフレッシュ』という軽体操を行いました。

島根県主催の『企業のための人権講演会』も同時に開催され、『セクシュアルハラスメントのない職場環境を！』をテーマにセクハラをめぐる動き、企業は何をしなければいけないのかを学びました。

内容としては、セクハラは職場における相手の意に反する性的な言動であり、使用者に責任がある。問題が起こったら、被害者・職場環境・企業にダメージを及ぼすなど悪い影響がある。

セクハラ防止の方針を明確にすること、職場内の研修などにより周知啓発を図ること。行為者への処分を就業規則等に規定して、問題を起こさない、再発させない措置が必要のことでした。

セクハラ・パワハラを始めとする、あらゆるハラスメントのない職場でいきいきと働くことができるように雇用管理が求められます。それぞれの職場環境をもう一度見直す必要があると感じました。

次世代経営者育成セミナー

『やすぎ魁塾』を開催



産業サポートネットやすぎでは、(有)エイディプランズ代表の山内祥弘氏を講師に迎え、8/24(水)～10/29(土)までの延べ8日間(計6回シリーズ)セミナーを開催、安来市内の次期経営者たる後継者14名が参加した。

このセミナーは、グローバルな視点を持ち、広い視野と斬新な発想でチャレンジする経営者の育成を目的としており、これからの経営者に必要な心構えやスキルについて学び、自身に足りないものを明確にする良い機会となった。

第5回、6回は1泊2日の合宿形式で開催し、グループ形式での東京進出を見据えたビジネスプランの立案や各自の未来への決意表明を行い、次期経営者としての自覚も芽生えた。

また、親子間の円滑なコミュニケーションの必要性についても触れ、最終日の決意表明では親子関係の改善を努力すると表明した受講生もあり、今後の事業承継を見据えた意識の醸成が図れるなど、有意義なセミナーであった。

お知らせ

▶確定申告相談◀

税理士先生による所得税及び消費税の申告相談会

| 指導日 | 時 間 | 会 場 |
|--------------|-----------------|----------------|
| 3月6日 (火) | 13:00 ～16:00 | 安来市商工会 本 所 |
| 3月7日 (水) | 13:00 ～16:00 | 安来市商工会 伯太支所 |
| 3月13日 (火) | 9:00 ～12:00 | 安来市商工会 伯太支所 |
| | 13:00 ～16:00 | 安来市商工会 本 所 |



中海ものづくり
フェア2011

十一月十八日(金)、十九日(土)の両日、松江市くにびきメッセにて第六回中海圏域産業技術展が開催され、当商工会からは一社が出展しました。

初日の商談会では、海外企業五社を含む八十二社のバイヤーが来場し、百八十件程度の個別商談が行われ、新たな販路拡大の足掛かりとしました。

二日目は一般来場者に開放され、企業PRや物販が行われ、二日間で四千人の来場がありました。

訂正 東日本大震災に係る義援金の税務上の取扱いについて

前号(第10号)のトピックスで、義援金の税法上の取扱いについて次のようにお知らせしておりました。

1. 本件は寄付金扱いではないため、寄付金控除にはあたらない。

2. 会員の税法上の取扱いについては、

①個人事業主：義援金を支出した日の属する年分の当該業務に係る所得の金額の計算上、必要経費に全額算入する。

②法人：義援金を支出した日の属する事業年度の損金に全額を算入する。

その後、全国連と国税庁とで協議が行われた結果、個人の方が支払われた義援金については、確定申告において寄付金控除にするようにと全国連から以下のとおり通達がありましたのでお詫びして訂正いたします。

全国連が募集する義援金については、平成23年3月17日～12月31日までの間、日本赤十字社等と同様に所得税法上の「特定寄付金」及び法人税法上の「指定寄付金」として指定され、具体的な税務上の取扱いにつきましては以下のとおりとなります。

①個人の方が支払った場合

個人が支払った義援金は特定寄付金に該当し、その年中において支払った特定寄付金の合計額について、寄付金控除の適用を受けることができます。

【寄付金控除額の算式】

その年中において支払った「特定寄付金」の合計額 - 2千円 = 寄付金控除額

②法人が支払った場合

法人が「指定寄付金」を支払った場合は、支払った金額の全額を損金の額に算入することができます。

また、所得税の寄附金控除の適用を受ける場合には確定申告が必要です。確定申告書に、東日本大震災義援金に係る領収書と本会発行の財務大臣が指定した寄付金に該当する旨の書面を添付（又は提示）してください。

必ずチェック

最低賃金

〈地域別最低賃金〉 効力発生日：平成23年11月6日

| 島根県最低賃金 | 時間額 646円 | 島根県内の事業場で働くすべての労働者 に、この島根県最低賃金が適用されます。 |
|---------|----------|---|
|---------|----------|---|

〈産業別最低賃金〉

下記の産業に該当する事業場で働く労働者には、それぞれの産業別最低賃金が適用されます。

| 産業別 | 時間額 | 効力発生日 |
|-----------------------------------|------|--------------|
| 製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業 | 757円 | H 23. 12. 16 |
| はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 | 744円 | H 23. 12. 24 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 696円 | H 23. 12. 31 |
| 自動車・同附属品製造業 | 746円 | H 23. 12. 30 |
| 百貨店、総合スーパー | 704円 | H 22. 12. 12 |
| 自動車(新車)小売業 | 714円 | H 23. 12. 29 |

注意 1. 最低賃金は、常用・臨時・パートなどすべての労働者に適用されます。

2. 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金から除外されます。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精勤手当・皆勤手当 ⑤ 通勤手当 ⑥ 家族手当

※ 詳しくは、島根労働局賃金室 (TEL 0852-31-1158) 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

松江労働基準監督署 TEL 0852-31-1166

| | | | |
|-------------|-----|--------|------|
| ヌードフニシヤルサロン | あ | WAN | 事業所名 |
| BRERRY | や | 設計事務所 | |
| 広瀬町 | 広瀬町 | 広瀬町 | 住所 |
| 山根 | 藤原 | 錦織 | 代表者 |
| 明美 | 聰美 | 武夫 | |
| 化粧品販売 | 飲食業 | 水道施設設計 | 業種 |

新入会員紹介